

- ハ) 社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき支給された退職金の額
- ニ) 従業員退職時に支払われた退職金の額

附則

1. この規程の改廃は評議員会がこれを行う。
2. この規程は1985（昭和60）年6月1日より実施する。

- 1990（平成2）年6月1日変更
- 1991（平成3）年8月17日変更
- 1993（平成5）年3月27日変更
- 1995（平成7）年12月2日変更
- 1997（平成9）年3月15日変更
- 1998（平成10）年3月14日変更
- 2000（平成12）年5月26日変更
- 2001（平成13）年3月3日変更
- 2001（平成13）年8月7日変更
- 2002（平成14）年5月25日変更
- 2002（平成14）年9月7日変更
- 2003（平成15）年3月21日変更
- 2007（平成19）年3月17日変更
- 2012（平成24）年9月16日変更
- 2012（平成24）年11月27日変更
- 2017（平成29）年6月24日変更

別表1 理事長報酬表

基準	支給額
年間	10,000,000円

1993（平成5）年3月27日決定額

別表2 役員等報酬基準表

基準	支給額
理事会・評議員会出席等（理事・監事・評議員等）	8,888円
監査出席（監事）	22,222円
常任理事会出席（理事）	18,888円